

## 鹿児島工業高等専門学校における副校長及び校長補佐の職務に関する申合せ

令和3年2月10日

校長 裁定

(趣旨)

第1条 鹿児島工業高等専門学校教員内部組織規程（以下「組織規程」という。）第2条第1項各号の副校長及び同規程第3条第1項各号の校長補佐の職務に関し、次のとおり申し合わせる。

(副校長（教務主事）)

第2条 組織規程第2条第1項第1号の副校長（教務主事）は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）第175条第3項及び鹿児島工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第10条第2項の規定に基づき、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関すること（他の副校長及び校長補佐の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

(副校長（総務企画主事）)

第3条 組織規程第2条第1項第2号の副校長（総務企画主事）は、校長の命を受け、次に掲げる事項を掌理する。

- (1) 中期計画・中期目標に関すること。
- (2) 機関別認証評価に関すること。
- (3) 教育研究体制整備に関すること。
- (4) 点検・評価に関すること。
- (5) 学生のキャリア支援のとりまとめに関すること。
- (6) 情報セキュリティに関すること。
- (7) 安全衛生管理に関すること。
- (8) ダイバーシティ推進に関すること。
- (9) 広報に関すること。
- (10) FD・SDに関すること。

(校長補佐（学生主事）)

第4条 組織規程第3条第1項第1号の校長補佐（学生主事）は、省令第175条第4項及び学則第10条第3項の規定に基づき、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（校長補佐（寮務主事）の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

(校長補佐(寮務主事))

第5条 組織規程第3条第1項第2号の校長補佐(寮務主事)は、省令第175条第5項及び学則第10条第4項の規定に基づき、校長の命を受け、学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(校長補佐(研究主事・専攻科長))

第6条 組織規程第3条第1項第3号の校長補佐(研究主事・専攻科長)は、校長の命を受け、次に掲げる事項を掌理する。

- (1) 研究活動の強化、研究成果の公表その他研究推進に関すること。
- (2) 知的財産に関すること。
- (3) 専攻科の教育計画の立案その他専攻科の教務に関すること。

(校長補佐(国際交流センター長))

第7条 組織規程第3条第1項第4号の校長補佐(国際交流センター長)は、校長の命を受け、国際交流に関することを掌理する。

(校長補佐(地域共同テクノセンター長))

第8条 組織規程第3条第1項第5号の校長補佐(地域共同テクノセンター長)は、校長の命を受け、他の機関等との連携に関することを掌理する。

(特命事項)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、校長は、必要と認めるときは、副校長及び校長補佐に特別の職務を行わせることができる。

(協力体制)

第10条 副校長及び校長補佐は、自己の職務の遂行に当たっては、他の副校長、校長補佐、校長特別補佐等に協力を求めることができる。

(校長に事故があるときの代行者)

第11条 組織規程第2条第4項の校長があらかじめ指名する副校長は、副校長(教務主事)とする。

附 則

- 1 この申合せは、令和3年4月1日から施行する。
- 2 鹿児島工業高等専門学校における校長の職務の代行者について(令和2年1月15日校長裁定)は、廃止する。

附 則

この申合せは、令和8年5月26日から施行し、令和8年4月1日から適用する。